

令和8年度大阪市西区における新たな地域コミュニティ支援事業 質問および回答

番号	質問内容	回 答
1	募集要項P. 3 (4) 業務の進捗にあわせて、一定期間ごとに（月末単位で数ヶ月ごとなど）、業務の完了した旨の報告と合わせて請求できると解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。業務の進捗等に応じて月1回を超えない範囲でお支払いします。
2	企画提案書 様式8（一式） 様式内に指定がないものについて、必要に応じて様式を追加・拡張してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書P. 3 5 体制（2）ア（ア）事務責任者 事務責任者が、業務責任者、アドバイザー、および地域まちづくり支援員を兼務することは認められないと解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書P. 3 5 体制（2）ア（イ）現場の体制 業務責任者またはアドバイザーが、「6 業務内容」の記載のとおり従事する場合、地域まちづくり支援員を5名以上配置（仕様書P.3（1）ウ）に含むものと解してよいか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書 別紙5 月報・日報の具体的な内容や体裁は、発注者と受託者が協議の上、決定することは可能でしょうか？	可能です。内容や体裁については、別紙5を参考に、区役所と受託者の協議の上決定します。